

2025 年度東毛漁協遊漁証の使用出来る範囲及び禁止事項

1. 範囲

群馬県共第 3 号・8 号第五種漁業権地区及び、埼玉共第 9 号第五種漁業権地区(利根川左岸)とする。但し、利根川右岸は、埼玉共第 9 号地区共同漁業権遊漁規則第 2 条 5 項により釣のみ可能。

○広瀬川・赤坂川・神沢川・宮川・蛇川・菰川・粕川・・・・地区内全域

○早川・石田川・大川・高寺川・聖川・蛇川・八瀬川・・・・地区内全域

○利根川・藤川・・・・福島橋下流端より加須市地先まで

※五料橋下流端から下流は左岸・五料橋下流端から烏川合流点までの右岸

○烏川・・・・岩倉橋下流端より利根川合流点までの左岸

上記の詳細は以下の通り

広瀬川：下増田町『須永橋』下流端より下流

荒砥川：下増田町古戸『文殊橋』下流端より下流

粕川：女渕 931『深西橋』下流端より下流

菰川：前橋市伊勢崎市境界より下流

2. 禁止事項

◎グイ引きは、全河川全面禁止 ※リールを使用するもの

◎広瀬川は、コロガシ全面禁止 リールは 1 人 2 本まで

◎広瀬川は、ささり漁全面禁止

◎粕川華蔵寺橋より上流は、投網全面禁止

◎広瀬川競運橋より上流、竜宮橋までの間、投網禁止

◎広瀬川競運橋より上流、竜宮橋までの間、稚アユ放流より解禁まで漁業全面禁止

◎早川稚アユ放流試験のため、中西橋から神社橋の間、解禁まで漁業全面禁止

◎利根川太田市二つ小屋より下流、前小屋までの間、釣り専用区

◎広瀬川中島橋より下流、利根川までの間、釣り専用区

◎石田川小島橋より下流、利根川までの間、釣り専用区

◎釣り専用区でのルアー釣りは原則禁止

◎疑似おとり使用の友釣りはハリスの長さは疑似おとりの後端から 20cm 以内とし、リール竿を使用した鮎釣りは禁止

ルールを守って仲良く、楽しく、釣りを楽しみましょう